

知事と国政政党の役職の兼務解消を求める決議

都道府県を統轄、代表する地位にある知事には、県民の福祉向上と県勢の発展のため、その全力を尽くして職務に専念することが求められており、これは、知事に県政運営を託した有権者に対する政治的、道義的な義務である。

他方、政党の舵取りを担う党首には、党の政治的主張と国益の実現のため、全力を傾注することが支持者から期待されており、こうした両者の立場の違いと職責の重大さにかんがみれば、知事が国政の政党の党首を兼ねることは、およそ考えられない。

しかるに、嘉田由紀子知事は、平成 24 年 11 月、新党を結成し、滋賀県知事に在職のまま党首に就任した。以来、選挙期間中ばかりでなく、その後においても、党務のために公務を離れ、県外に出ることも多々見受けられる。

知事職は激務であり、諸会合については、現状でも副知事の代理出席とならざるをえないところ、今後も政党用務が続くことになれば、知事本人の出席の機会が更に少なくなり、県民の期待に応えられなくなるとともに、庁内執務についても、十分な協議のための時間確保が困難となり、県政運営に支障を来すことが予想される。

また、国会および県議会が政党を中心として構成、運営されていることからすれば、知事はその重要な役職に就き、特定の政党色を鮮明にすることは、得られる効果よりも県益を損ねることの方がはるかに多いと危惧される。

もとより、知事の政治活動が禁止され、または執務時間が拘束されているものではないことは当然であるが、滋賀県民 141 万人の明日を預かる知事として、今回の両者の兼務は、あまりにも異常な事態である。

よって、本議会は、嘉田由紀子知事に対し、速やかに知事と国政政党の役職の兼務を解消するよう、強く求める。

以上、決議する。

平成 24 年 12 月 26 日

滋賀県議会